

参 考

○事業所概要

名 称 : 万有製薬株式会社 岡崎工場

敷地面積 : 61,744 m²

事業内容 : 医薬品製造業

操業開始 : 昭和 18 年 7 月

○特定有害物質の使用状況等

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

排ガス洗浄施設での使用

○健康影響について

ふっ素及びその化合物

刺激臭のある淡黄色の気体で、天然には、ホタル石、氷晶石などに含まれています。ふっ素化合物は、鉄鋼、アルミニウム等の精錬用、ガラス加工用、電子部品の加工用などに使用されています。ふっ素化合物を高濃度を含む水を摂取すると、斑状歯(歯にしみが生じ、症状が進むと歯がボロボロになっていく。)などを起こします。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、0.8mg/l 以下とされていますが、海域においては自然状態でも 0.8mg/l を超える場合があるため、特例として海域には環境基準を適用しません。

○土壤汚染対策法について(抜粋)

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第3条第1項 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項 に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号 に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

(指定区域の指定等)

第5条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、第一項の指定に係る区域（以下「指定区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。